

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月12日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第8号

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(受給者証等の交付申請)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 受給者証等の有効期間は、条例第3条の受給資格を有する期間のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>(1) 自立支援医療受給者証の受給者 <u>第1項の規定による申請があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。次号において「開始日」という。）から当該自立支援医療受給者証に記載された支給認定の有効期限までの期間</u></p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <u>開始日から当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限までの期間</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(受給者証等の更新申請等)</p> <p>第3条の2 <省略></p> <p>2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第</p> | <p>(受給者証等の交付申請)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 受給者証等の有効期間は、条例第3条の受給資格を有する期間のうち、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。</p> <p>(1) 自立支援医療受給者証の受給者 <u>当該自立支援医療受給者証に記載された支給認定の有効期間</u></p> <p>(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <u>当該精神障害者保健福祉手帳の有効期間</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(受給者証等の更新申請等)</p> <p>第3条の2 <省略></p> <p>2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4項の規定を準用する。この場合において、<u>前条第4項中「第1項の規定による申請があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。</u></p> <p>3 <省略></p> | <p>4項の規定を準用する。</p> <p>3 <省略></p> |
|---|--|

第1号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。